

令和6年

熊野町農業委員会

議事録

第6回

熊野町農業委員会

令和6年第6回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和6年6月20日（木）午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員（9人）

委員	1番	近藤 秀樹
委員	3番	住川 由子
委員	4番	庄賀 深雪
委員	5番	福垣内 信行
委員	6番	中村 家隆
委員	7番	井尻 隆雄
委員	8番	菅尾 寛治
会長職務代理者	9番	木原 哲男
会長	10番	空田 忠

4. 欠席委員

委員	2番	橋川 勝則
----	----	-------

5. 農地利用最適化推進委員

委員	荒滝 直洋
----	-------

6. 議事録署名委員（2人）

委員	5番	福垣内 信行
委員	6番	中村 家隆

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	中原 幸成
主査	内田 直人
主任	松田 修典

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は9名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和6年第6回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。5番 福垣内委員、6番 中村委員を指名します。それでは、議事日程に従って審議に入ります。事務局より、議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	日程第1、議案第22号「令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第22号「令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について概略をご説明させていただきます。本案件については、農業委員会等に関する法律第37条により、農業委員会の昨年度の活動の実績を毎年公表することが定められているものでございます。それでは、昨年度の活動の点検・評価の概要について説明します。まず、5ページのローマ数字のⅠ「農業委員会の状況」は御覧のとおりとなっております。数値等は昨年令和5年度の活動計画を作成したときと同数値となります。次のページをご覧ください。ローマ数字のⅡ「最適化活動の実施状況」ですが、1最適化活動の成果目標(1)の農地の集積については、現在、熊野町は担い手不足により農地の集積が困難な状況となっております。毎年、野菜づくり勉強会等を通して農業者に対し情報提供を行っていますが、集積には繋がっていないのが現状となっております。次の(2)遊休農地の発生防止・解消ですが、利用状況調査後の意向確認を行いました。解消につながる事案はありませんでした。次に(3)の新規参入の促進ですが、令和5年度は新たに農地を取得し農業を開始された方はいませんでした。2最適化活動の活動目標については、推進委員が最適化活動を行う日数目標や活動強化月間の設定については、当初の予定どおり活動をしていただきました。次のページの新規参入相談会への参加については、本町で農業経営を行うメリットが少なく相談会に参加することは難しい状況であると考えております。制度上、目標を設定する必要があるため実績としては未達成となりますが、こちらの目標については非常に難しいものであると考えております。推進委員等の点検・評価結果については

	農地集積面積や遊休農地の解消等、決められた項目が評価の対象となっており、就農者の高齢化や後継者不足という厳しい状況の中で、どうしても期待をやや下回る結果となってしまいますが、活動計画は広島県や農業会議の確認を受けたものを策定するため、目標として最低限この数値を掲げて下さいという指示があり、本町の実態と乖離した目標となっております。そうした中で、農業委員の皆様や推進委員の皆様には地域等での声掛けなど、現状の出来ることを十分にご対応して頂いていると思っておりますので、こちらの評価結果については、あくまで県等としては、こういったことを目標にしていると参考程度にして頂けますと幸いです。最後に、10ページの事務の実施状況ですが、1～3までは農業委員会の開催状況及び許可案件の処理状況となっております。4の違反転用については、利用状況調査の結果、申請がなく転用されている1件について、関係者に是正通知を継続して行っている状況でございます。以上が活動の点検・評価の説明とさせていただきます。
議長	ありがとうございました。当案件について何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第1、議案第22号「令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第22号「令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第2、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第23号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。場所は新宮地区の農地で、〇〇〇〇、〇〇〇〇を新宮方面に左折し、〇〇〇〇を600メートル程進んだ右手にある田4筆で現況は休耕となっております。譲渡人が高齢となり、今後耕作の予定がないため新規就農を希望する譲受人に売買することになりました。権利移転後は譲受人が枝豆、黒豆を作付けされる予定であり耕作面積は2,034㎡となっております。申請内容を審査した結果、周辺の農地に影響を及ぼすこともないと見込まれ

	るため許可相当であると判断をしております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。荒滝委員、お願いします。
荒滝委員	事務局と6月13日に現地を確認してきました。場所は、事務局説明のとおり、〇〇〇〇を〇〇〇〇から新宮方面に600m程進んだ右手にある田4筆です。現地は休耕となっており、草が腰から肩ほどの高さに伸びている状況でしたが、草刈りをすれば耕作が可能と思われました。事務局からも説明がありましたとおり、権利移転後は譲受人が枝豆や黒豆を作付けされる予定であり、農地の荒廃防止が見込めることから許可相当であると思われます。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第2、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第3、議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第24号の農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。場所は川角地区の農地で、〇〇〇〇を〇〇〇〇から〇〇〇〇に向けて200mほど進んだ左手にある田1筆となり、現在は休耕となっております。転用目的は宅地となっております。譲渡人が高齢となり農地を管理していくことが困難となったため、譲受人に売買し土地を有効活用することとしたものです。申請内容の審査を行い、近隣農地との利用集積に与える影響がなく、被害防除措置が検討されており問題はないと判断しております。現在、他法令による手続きを進めておられ、本件とあわせて同時許可を行う予定です。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。
事務局	稲垣推進委員が急遽欠席となりましたので、事務局より現地調査の結果を報告いたします。6月13日に稲垣推進委員と現地を確認してまいりました。現地は休耕となっており、草が腰丈まで伸びている状況でした。当該農地を耕作をされておられる方が高齢となり、次に農地を担われる予定のご家族の方も町外で働いておられる状況にあり、親世代が耕作をされている時は手伝いに来られていましたが、今後、子供の世代が主になって耕作することが難しい状況となっており、周辺農地についても同様の状況が見られると稲垣委員が話されておられました。現地を立会し、近隣農地への影響がないことを確認され、申請内容については許可相当であると聞き取りをしております。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第3、議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第4、議案第25号「農地法等に基づく熊野町農業委員会の処分に係る審査基準の全部改正について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第25号 農地法等に基づく熊野町農業委員会の処分に係る審査基準の全部を改正する審査基準案について、ご説明します。当該審査基準については昨年3月に制定し、4月に農地法及び関連法令の改正による改正を行っており、今回は農地法等関係事務処理ガイドラインが改正されたことに伴い基準を改正するものでございます。通常、改正にともなっては改正箇所のみを修正することが多いのですが、この度は改正箇所が多いため全部改正として対応させていただいております。前回からの変更点については、本日配布させていただいております新旧対照表で赤字となっている箇所が変更のあつ

	た箇所となります。左側が改正後、右側が改正前、現在の審査基準となっており、変更内容の要点として営農型太陽光発電設備の設置による農地の一時転用の申請、許可に関する基準の追加が主要なものとなっています。例として p 22、p 23 をご覧いただきますと、通常の農地転用の基準に加えて（９）において、申請に係る事業が営農型太陽光である場合は、イ・太陽光パネルの下部において栽培する農作物の単位面積あたりの収穫量が同じ年産の当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内の平均的な単収と比較しておおむね２割以上減少するおそれがないか、ロ・太陽光パネルの下部の農地の全部又は一部において営農が行われる見込みがない場合等、設備の設置が現在の耕作状況に大きな影響を与えるものでないかを確認する内容が追加されています。また、許可事務における補足説明として 26 ページ以降に詳細が追加されています。これらの改正内容案につきましては、制定時と同様に県のガイドラインに準拠したものとなっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	（全員：質問なし）
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第４、議案第２５号「農地法等に基づく熊野町農業委員会の処分に係る審査基準の全部改正について」ご異議はありませんか。
議場	（全員：異議なし）
議長	異議なしと認めます。よって、日程第４、議案第２５号「農地法等に基づく熊野町農業委員会の処分に係る審査基準の全部改正について」は原案どおり承認することに決定しました。ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。会議全般やその他で何かご質問等はないでしょうか。
議場	（全員：質問なし）
議長	無いようですので、事務局から事務連絡をお願いします。
事務局	（事務連絡）
議長	ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。次回の農業委員会は７月２２日（月）に開催予定です。議案については７月１０日（水）以降に事務局から送付予定です。以上をもちまして、令和６年第６

	回熊野町農業委員会を閉会します。
	上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。 議 長 印 署名委員 印 署名委員 印